

福山市公告第561号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により，大規模小売店舗設置者に対し市は意見を有しない旨を通知しました。

2010年（平成22年）6月24日

福山市長 羽 田 皓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

（仮称）山陽マルナカ福山店

(2) 所在地

福山市加茂町字上加茂字中曾禰243番1 外